

こおり男女共同参画プラン

(平成24年度改定)

平成25年3月

桑折町

はじめに

男女共同参画計画については、国及び県の基本計画に基づき、地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関し地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が求められています。本町においても平成15年3月、期間を10年間として「こおり男女共同参画プラン 21 一人ひとりが輝く社会へ」を策定し、家庭・職場・地域社会において、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

しかし今日においても、人々の意識や社会慣習の中には、まだまだ男女の役割を固定的にとらえる考え方が根強く残っており、様々な分野において男女共同参画が進んでいない状況にあります。

このプランは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における災害対策を行うなかから防災・復興における男女共同参画の推進の必要性が浮き彫りとなったことも踏まえ、「男女共同参画社会基本法」に基づく、国の「第3次男女共同参画基本計画」や県の「ふくしま男女共同参画プラン」との整合性を図りながら、平成34年度を目標年度に、男女共同参画社会づくりのための基本的な道筋を示したものです。

さらに、「桑折町総合計画 ～復興こおり創造プラン～」の個別計画として位置づけています。

男女共同参画社会の形成は、社会のあり方そのものを変えていくことであり、決して町の取り組みのみで成し遂げられるものではありません。

町民や企業・団体みなさまそれぞれが、家庭・職場・地域等において、主体的に男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいただくことが、何より大切であることから、みなさまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、このプランの策定にあたり、ご尽力いただきましたプラン推進懇談会委員各位はじめ、アンケートにご協力いただきました多くの町民、事業所等みなさまに心から感謝申し上げます。

平成25年3月

桑折町長

高 橋 宣 博

目 次

第1章	プラン改定の趣旨	1
1	プラン策定の目的	1
2	プランの性格と期間	1
3	プラン策定の背景	
	(1) 世界の取り組み	2
	(2) 国の取り組み	3
	(3) 福島県の取り組み	5
	(4) 桑折町の取り組み	6
参考	第3次男女共同参画基本計画の考え方	7
第2章	プランの基本方針と目標	8
1	基本方針	8
2	基本目標	9
3	各主体の役割	9
第3章	プランの体系	10
第4章	目標と施策	11
	基本目標Ⅰ 男女平等を基本とした男女共同参画の意識づくり	11
1	男女共同参画社会に向けた意識の醸成	13
2	男女平等意識を醸成する教育と生涯学習の充実	14
3	国際交流の促進	16
	基本目標Ⅱ 男女がともに家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	17
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	19
2	就労の場における男女共同参画の促進	21
3	防災分野における男女共同参画の推進	24
	基本目標Ⅲ 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進	26
1	女性人材の育成と経済的な地位の向上	27
2	意思決定過程における女性の参画促進	28
3	女性のエンパワーメントの育成	29
	基本目標Ⅳ 人権が侵害されることのない社会の実現	30
1	男女間のあらゆる暴力の根絶	31
2	生涯を通じた男女の健康支援	32
第5章	プランの着実な推進に向けて	33
1	プランの推進	33
2	推進体制	33
3	進行管理	33

用語集	36
参考資料等	37
男女共同参画社会基本法	42

第1章 プラン改定の趣旨

1 プラン策定の目的

本町では、平成15年3月に期間を10年間として「こおり男女共同参画プラン21」を策定し、町の男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。

しかし、人々の意識や社会慣習の中には、まだまだ男女の役割を固定的にとらえる考え方が根強く残っており、様々な分野において男女共同参画が進んでいないのが現状です。

心豊かにいきいきと暮らせる社会を創るため、男女の対等な関係を目指し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現がますます重要となっています。

このプランは、「こおり男女共同参画プラン21」の策定後に、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等急激な社会経済環境の変化や町民と町内事業所の意識の変化等を把握するために、平成24年に実施した「桑折町男女共同参画と防災に関する町民意識調査」、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその後の原子力災害における防災対策等から防災・復興における男女共同参画の推進が必要であり、特に女性の視点を反映することが必要とされていることから、男女共同参画に関する施策および事業等についての的確な対応を目指し見直しを行うものです。

2 プランの性格と期間

(1) プランの位置づけ

このプランは、「桑折町総合計画 復興こおり創造プラン」で掲げる“未曾有の大災害を克服しやすらぎと希望に満ちた「こおり新時代」をめざして”という町の基本目標を踏まえた、町の個別計画として位置づけるものです。

また、「男女共同参画社会基本法」に基づく、国の「第3次男女共同参画基本計画」と、県の「ふくしま男女共同参画プラン」との整合性を図るものです。

(2) プランの期間

本プランの推進期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

ただし、今後の、国、県をはじめ社会経済情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じてプランの見直しを行います。

3 プラン策定の背景

(1) 世界の取り組み

1946年（昭和21年）、国連に婦人の地位委員会が設置され、女性の地位向上のための取り組みが始まりました。以後、同委員会を中心として、世界の女性が抱える問題の解決に向けて国連を舞台に様々な活動が精力的に続けられています。

1975年（昭和50年）、国連はこの年を国際婦人年と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催しました。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択しました。

また、国際婦人年に続く10年間（1976～1985）を「国際婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

1980年（昭和55年）には、「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式を行いました。

この条約は、あらゆる分野における性差別の撤廃と男女平等の確立を目指し、法律や制度、慣習も対象として性別役割分担の見直しを強く打ち出したもので、日本もこの年に署名し、1985年（昭和60年）に批准しました。

2009年（平成21年）までに、日本は締約国として、女子差別撤廃条約の実施状況を国連の女子差別撤廃委員会に6回報告しています。

1985年（昭和60年）の「国際婦人の十年世界会議」における「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」の採択等を経て、1995年（平成7年）に「第4回世界女性会議」（北京会議）が開催され、女性の地位向上やエンパワーメントなどを更に推進するための「北京宣言」と、2000年（平成12年）までに各国が取り組むべき課題を示した「行動要領」を採択しました。

2000年（平成12年）には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005年（平成17年）までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。

2005年（平成17年）第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

2010年（平成22年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から15年目にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され「北京宣言及び行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言を採択しました。

2012年3月（平成24年）第56回国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、より女性に配慮した災害への取組みを促進することをめざして、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。

（2）国の取り組み

国は、1975年（昭和50年）に女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年（昭和52年）に世界行動計画に対応した「国内行動計画」を策定しました。また、1980年（昭和55年）に署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため、法制度等諸条件の整備を進め、同条約を昭和60年に批准しました。

整備された主な法制度

- 1976年（昭和51年） 民法の一部改正（離婚時の氏使用可能）
- 1980年（昭和55年） 民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）
- 1984年（昭和59年） 国籍法の改正（父系優先主義から父母両系主義へ）
- 1985年（昭和60年） 男女雇用機会均等法制定

1987年（昭和62年）には、二年前に採択された「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年（平成12年）に向けての新国内行動計画」を策定しました。

1991年（平成3年）には、「ナイロビ将来戦略」の見直しを受けて新国内行動計画の改定を行い、総合目標をそれまでの「男女共同参加」から「男女共同参画」に改めました。

1996年（平成8年）、政府は国の新しい行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。このプランは、男女共同参画審議会からの答申である「男女共同参画ビジョン」を踏まえたもので、前年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」において各国が2000年（平成12年）までに取り組むべきものとされた課題に対応するものです。

1999年（平成11年）、男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記されました。

2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定しました。

2001年（平成13年）、内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化しました。

また、同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」と略。）が制定されました。2004年（平成16年）には、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されるなど、2007年（平成19年）までに、実効性を持った被害者保護・支援を目的とした改正が行われています。

２００３年（平成１５年）、男女共同参画推進本部は、女性のチャレンジ支援策の推進について決定を行い、この決定を踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が２０２０年（平成３２年）までに少なくとも３０％程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。

また、同年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

２００５年（平成１７年）、男女共同参画基本計画（第２次）を閣議決定しました。

２００７年（平成１９年）、国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

また、パートタイム労働法が、パートタイム労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とする「公正な待遇の実現」を目指して改正されています。

２００８年（平成２０年）、男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組を定める「女性の参画加速プログラム」を決定し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備、及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組みを推進することとしました。

２０１０年（平成２２年）、「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」や、「地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」などの重点分野を新設した「第３次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

整備された主な法制度

- １９８９年(平成元年) 学習指導要領の改正（高等学校家庭科の男女共修等）
- １９９１年(平成３年) 育児休業法の成立
- １９９５年(平成７年) 育児休業法の改正（育児・介護休業法）
- １９９７年(平成９年) 男女雇用機会均等法の改正（努力義務から法的義務へ）
- １９９９年(平成１１年) 男女共同参画社会基本法の成立
- ２００１年(平成１３年) 配偶者暴力防止法の成立
- ２００３年(平成１５年) 次世代育成支援対策推進法の成立
- ２００４年(平成１６年) 配偶者暴力防止法の改正（被害者の子への接近禁止命令等の追加等）
- ２００６年(平成１８年) 男女雇用機会均等法の改正（性別による差別の禁止等）
- ２００７年(平成１９年) 配偶者暴力防止法の改正（電話等を禁止する保護命令の追加等）パートタイム労働法の改正
- ２００８年(平成２０年) 次世代育成支援対策推進法の改正（一般事業主行動計画の策定・届出義務付けの対象を拡大）
- ２００９年(平成２１年) 育児・介護休業法の改正（子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化等）

（３） 福島県の取り組み

福島県では、世界や国の動きにあわせ、昭和５３年に青少年課を改組して青少年婦人課とし、１９８３年（昭和５８年）「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。

１９８８年（昭和６３年）には、「ナイロビ将来戦略」や「新国内行動計画」を受けて県計画の見直しを行い、１９９１年（平成３年）青少年婦人課内に婦人行政係を設置しました。

１９９４年（平成６年）、新しい行動計画として女性総合センター（仮称）の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。また、同年、青少年女性課と課名を変更し課内室として女性政策室を設置しました。

２００１年（平成１３年）１月には本県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設しました。

この間、「第４回世界女性会議」の開催や「男女共同参画２０００年プラン」の策定、「男女共同参画社会基本法」の制定等、国内外において新たな動きがみられ、ジェンダーに敏感な視点から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対応する必要が出てきました。こうしたことから、男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、２００１年（平成１３年）３月に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しました。

２００２年（平成１４年）、県内の各界各層の主体的取組みと相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、ふくしま男女共同参画推進連携会議を設置しました。

また、同年には、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定しました。

さらに、男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項等を調査審議する「福島県男女共同参画審議会」を設置するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共生センターに男女共同参画推進員を配置しました。

２００５年（平成１７年）には、「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂し、２００２年（平成１４年）に施行されている男女共同参画推進条例の理念や考え方等をプランに反映させるとともに、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することとしました。

また、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置しました。

２００８年（平成２０年）には、平成１５年に県において導入したＦ・Ｆ（フラット・フレキシブル）型行政組織の一層の深化と分かりやすく親しみやすい県政の実現を目指し、男女共同参画社会の形成を担当する部署として、人権男女共生課を設置しました。

２００９年（平成２１年）には、２００５年（平成１７年）に改訂した「ふくしま男女共同参画プラン」について、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等の急激な社会経済環境の変化に的確に対応するために、新しい施策展開が必要であるとして、平成２２年度の終期を待たずに１年前倒しして本プランを改定しています。

２０１２年（平成２４年）には、２００９年（平成２１年）に改訂した「ふくしま男女共同参画プラン」について、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災及びその後の原子力災害における防災対策等から防災・復興における男女共同参画の推進が必要であるとして、一部改定しています。

また、同年、人権男女共生課と青少年育成室を統合し、青少年・男女共生課を設置しました。

（４）桑折町の取り組み

本町における男女共同参画への取り組みには、特に、１９９７年（平成９年）に結成された桑折町女性団体連絡協議会を中心に、先進的な活動が展開されてきました。

２００１年（平成１３年）に、町民生活課内に年金・女性行政係を設置しました。

２００３年（平成１５年）、男女共同参画社会の実現を目指す「こおり男女共同参画プラン２１」を策定しました。

プラン策定後、実施計画の進行管理を行いプラン実現のため、様々な取り組みを実施してきました。

２０１２年（平成２４年）、「桑折町男女共同参画と防災に関する意識調査」を実施しました。

第3次男女共同参画基本計画の考え方

I 目指すべき社会

- 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

II 第2次男女共同参画基本計画策定後の社会情勢の変化についての認識

■ 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来

- ・労働力人口の減少
- ・単身世帯・ひとり親世帯の増加
- ・地域社会における人間関係の希薄化

■ 経済の低迷と閉塞感の高まり

- ・経済の低成長の継続・消費の低迷
- ・地域経済の低迷・疲弊
- ・成長分野への転換の遅れによる国際的なプレゼンスの低下

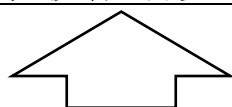
■ 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大

- ・失業者や不安定雇用者の増加
- ・「収入の安定した男性正社員」「誰もが結婚できる」といった前提の崩壊
- ・貧困の「世代間連鎖」の懸念

■ グローバル化と国際的な人の移動の増加

- ・定住外国人の増加
- ・企業の国際展開
- ・国際的な規範・基準と国内の制度・慣行の調和の必要

■ 基本法施行後10年間の反省：男女共同参画の推進が不十分



- ・固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消されていない
- ・男女共同参画＝働く女性の支援という印象を与えてしまったため、男女共同参画が男性や専業主婦などあらゆる立場の人々にとって必要なものであるという認識が広まらなかった
- ・政策・方針決定過程における強力なリーダーシップが不足していたために、制度や枠組みの整備が進まなかった
- ・男女のセーフティネットや女性のライフコースへの配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても必ずしも成果につながらなかった場合があった

第2章 プランの基本方針と目標

1 基本方針

男女共同参画社会づくりへの意識変革

福島県では、「すべての県民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会」を目指しています。

男性も女性もともに責任を分かち合い、心豊かな生きがいのある社会にするためには、男女がお互いに人権を尊重し、男性も女性も対等なパートナーとして、自らの能力を発揮し活躍できる社会制度を構築する必要があります。

しかし、本町では、社会制度や慣習、人々の意識の中にある固定的な性別役割分担意識にとらわれた考え方は、女性にのみ家事・育児・介護等の負担を強いることになり、女性の社会進出や経済的自立を阻む要因となっています。また、男性には仕事中心の生活を強いることになり、生活者としての自立が阻まれ、家庭生活や地域活動等への参加にも男女の偏りが見られます。

こうした現状を踏まえて、あらゆる分野に男女がともに参画し、責任を担うとともに多様な生き方を選択できるようにするため、男性も女性も自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できる男女共同参画社会形成のための施策を積極的に推進する必要があります。

このような考え方を基本として、本プランでは4つの大きな目標を掲げ各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の形成を目指します。

2 基本目標

基本方針に基づき推進する施策は、次の4つを基本目標とします。

I 男女平等を基本とした男女共同参画の意識づくり

II 男女がともに家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

III 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

IV 人権が侵害されることのない社会の実現

3 各主体の役割

基本方針の実現を目指すためには、町民、地域団体・事業者、行政の各主体が、それぞれの役割を担い、自ら積極的に取り組むことが求められます。

【町民】

- ◎一人ひとりが、自分たちの身近な生活の中で、人権尊重・男女平等の視点に立った意識改革を主体的に進めること
- ◎女性も男性も家庭的責任を共有し、仕事上や地域活動においても固定的な性別役割分担意識を撤廃し、互いの権利と責任に対する認識を新たにすること。
- ◎男女共同参画社会の形成に向けた取り組みについて、積極的に協力すること。

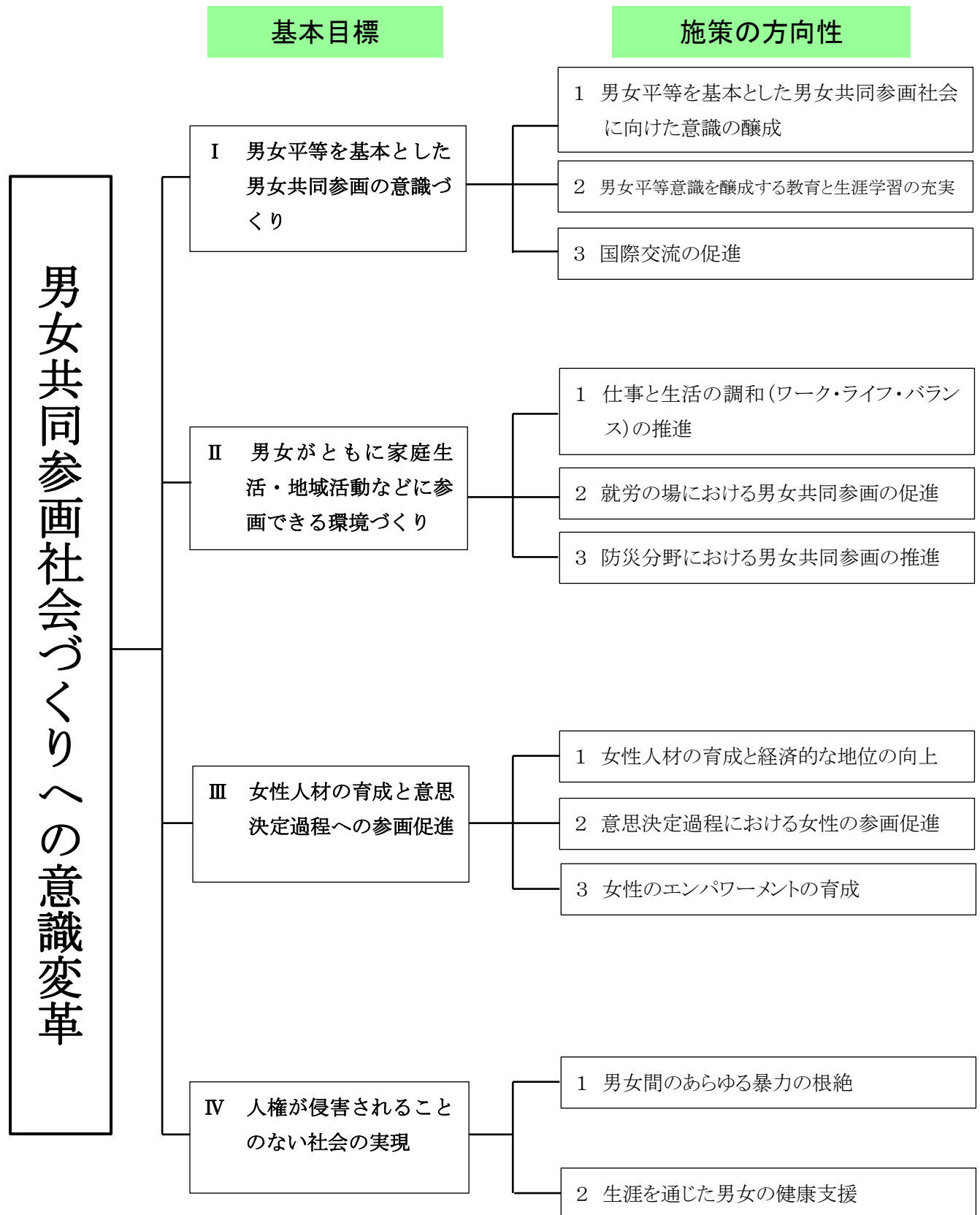
【地域団体・事業者（地域等）】

- ◎地域団体や事業者は、地域社会を構成する一員としての役割を担うことから、それぞれの活動における男女共同参画を積極的に推進すること。
- ◎男女共同参画社会の形成に向けた取り組みについて、積極的に協力すること。

【行政】

- ◎個人としての能力を十分発揮して自己の意思と責任による多様な生き方をできるよう、社会環境を整えること。
- ◎町民、地域団体・事業者に対して男女共同参画社会の基本理念の浸透を図るとともに、町民の模範となるよう、自らの男女共同参画を積極的に推進すること。
- ◎町民、地域団体・事業者、国及び県との十分な連携・協力を図り、男女共同参画社会の形成に向けた施策を計画的に実施すること。

第3章 プランの体系



第4章 目標と施策

I 男女平等を基本とした男女共同参画の意識づくり

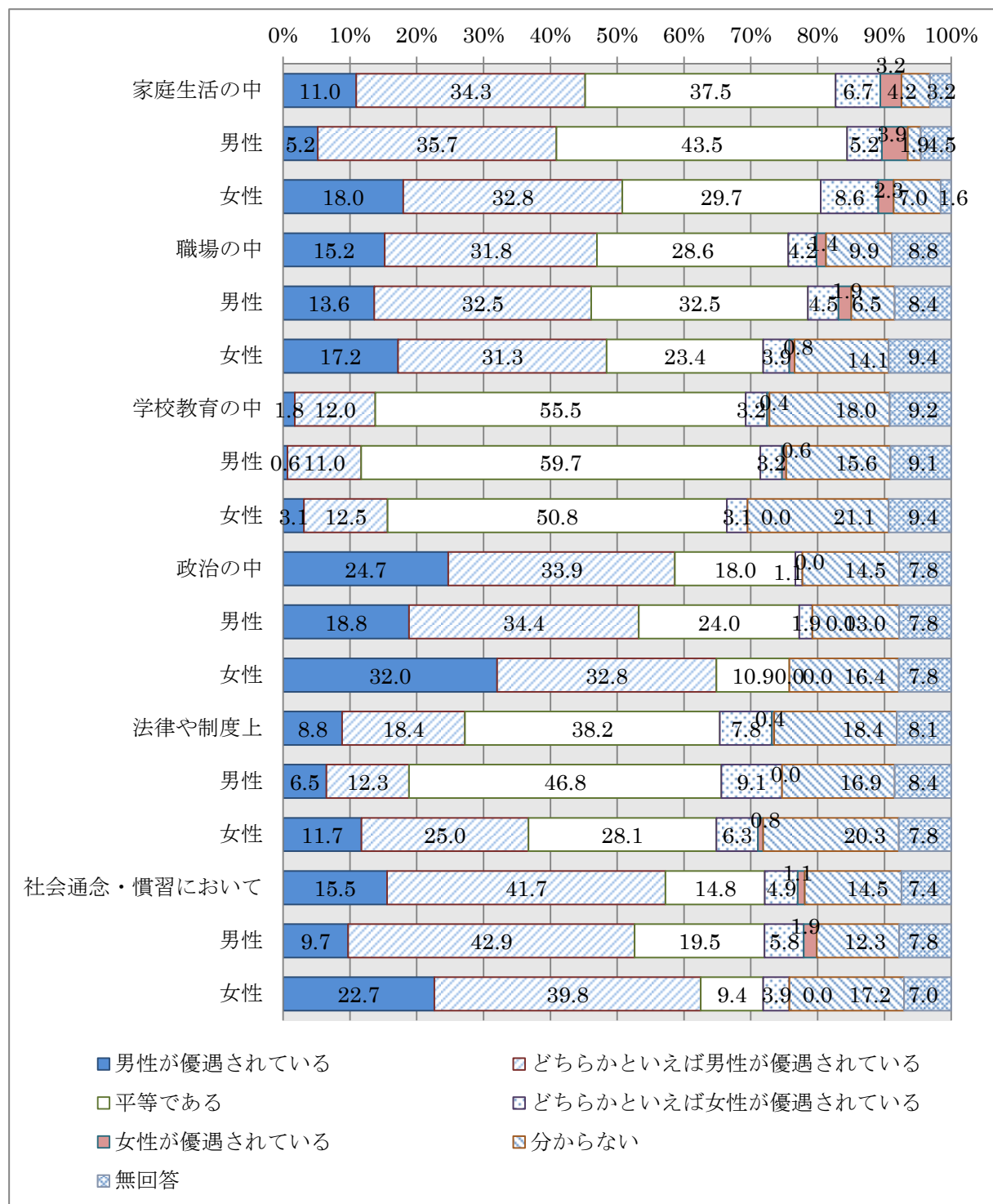
○基本目標

桑折町男女共同参画と防災に関する意識調査（以下「意識調査」と略）の結果によると、固定的な性別役割分担意識は根強く残っていると考えられ、家事・育児・介護における男女が果たしている役割に偏りが見受けられます。これらのことが、女性就業継続や経済的自立を困難にしている一方で、男性の生活スタイルを仕事優先とさせてしまうなど、男女の生き方を固定化し、個人の生き方について、自由に選択することを妨げています。

固定化された生き方が社会に定着してしまうことで、次世代を担う子どもたちの未来が可能性に乏しい社会となることが懸念されることから、行政での取り組み、学校・地域・家庭における教育や各種情報発信などにおいては、人権尊重と男女平等の視点をもって、男女共同参画の意識の醸成と実践の拡大を図ります。



◆男女の地位の平等に関する意識



資料：意識調査（平成 24 年）

施策の方向性 1 男女平等を基本とした男女共同参画社会に向けた意識の醸成

一人ひとりが男女の性別にとらわれることなく、一人の人間としてお互いの個性を尊重する男女平等の意識を高めることが重要であり、様々な機会を通じて男女平等意識を高めるための啓発活動や学習を推進することが必要です。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①男女共同参画社会形成の必要性への意識の醸成	○	○	○
・男女共同参画週間の周知・啓発 ・男女共同参画に関する講演会・研修会への派遣 ・女性の権利に関する法令・条約等の周知・啓発	まちづくり課 まちづくり課 まちづくり課		
②男女共同参画社会形成に向けて、周知イベントや講演会等の開催	○		
・講演会、セミナー等の開催	まちづくり課・生涯学習課		
③ジェンダーにとらわれた表現をなくし、人権に配慮した多様なメディアを活用した広報活動を進める	○		
・国、県他の自治体等の資料収集 ・広報におけるジェンダー※にとらわれない表現の点検 ・男女共同参画関係図書の収集	まちづくり課 まちづくり課 生涯学習課・まちづくり課		
④男女共同参画を推進する具体的な例を盛り込んだパンフレット作製・配布を積極的に行う	○		
・広報紙等に男女共同参画に関する情報の掲載	まちづくり課		

※ジェンダー

社会的、文化的に作られた性差のこと。生物学的な性差（SEX：セックス）に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。

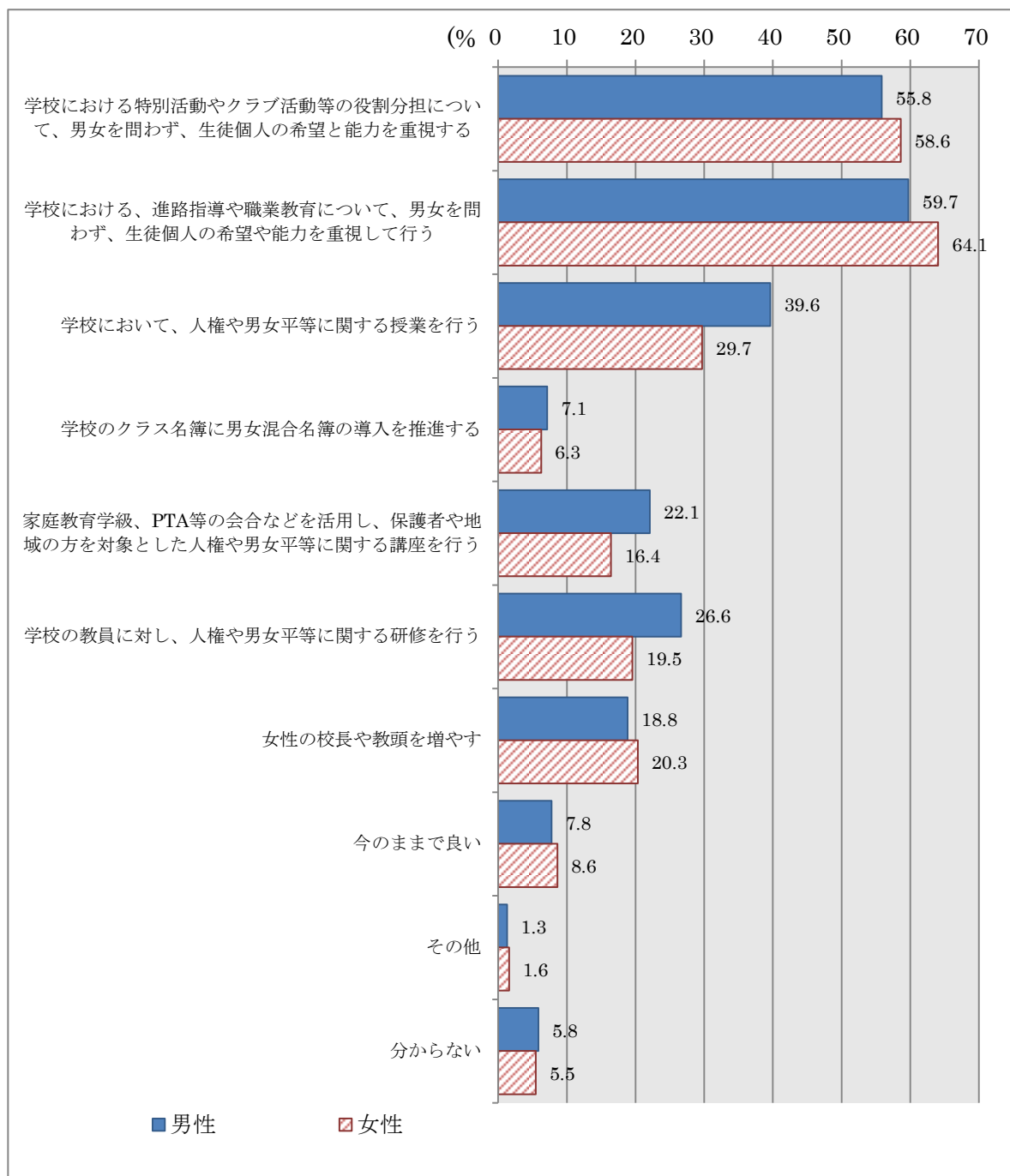
「ジェンダー」という用語には、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

施策の方向性 2 男女平等意識を醸成する教育と生涯学習の充実

家庭、学校、職場、地域等において、男女平等意識の浸透を図るため、男女平等の視点に立った教育の推進や男女共同参画について学ぶことができる機会の提供を図るための取り組みを行います。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①家庭・地域の男女共同参画について情報提供や学習機会の充実	○	○	
・男女共同参画学習のための講座等の開催	まちづくり課		
②あらゆる学習の場で、あらゆる世代に向けて男女の人権を尊重しあう人権教育の推進	○	○	○
・人権教育講演会等の開催 ・男女共同参画学習のための講座等の開催（再掲載）	まちづくり課・保健福祉課 まちづくり課		
③保育・教育に携わる環境において男女共同参画の推進	○		
・保育所、幼稚園、学校における男女共同参画意識の醸成（男女共同参画の視点に立った行事運営の点検、教材の点検、進路・就職指導の点検、男女混合名簿の導入）	学校教育課・子育て支援課		
④教職員等の男女共同参画意識を形成する研修のより一層の充実	○		
・保育所、幼稚園、学校の教職員に対する男女共同参画研修会の実施	学校教育課・子育て支援課		

◆次世代の子ども達に対してどのような教育が必要か



資料：意識調査（平成 24 年）

施策の方向性 3 国際交流の促進

多文化共生社会における男女共同参画の推進に向けた国際交流・協力を推進することが必要です。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①外国人との交流の場を設定し、相互の文化や価値観の違い、家庭における男女共同参画のあり方などを学びあう機会をつくる	○	○	○
・学校における国際理解教育の推進（外国語指導助手） ・男女共同参画海外研修派遣事業への奨励	学校教育課 まちづくり課		
②エリザベスタウン市との姉妹都市交流の活用をより一層図る	○		
・交流人員の拡大 ・交流した人材の活用	生涯学習課 生涯学習課		



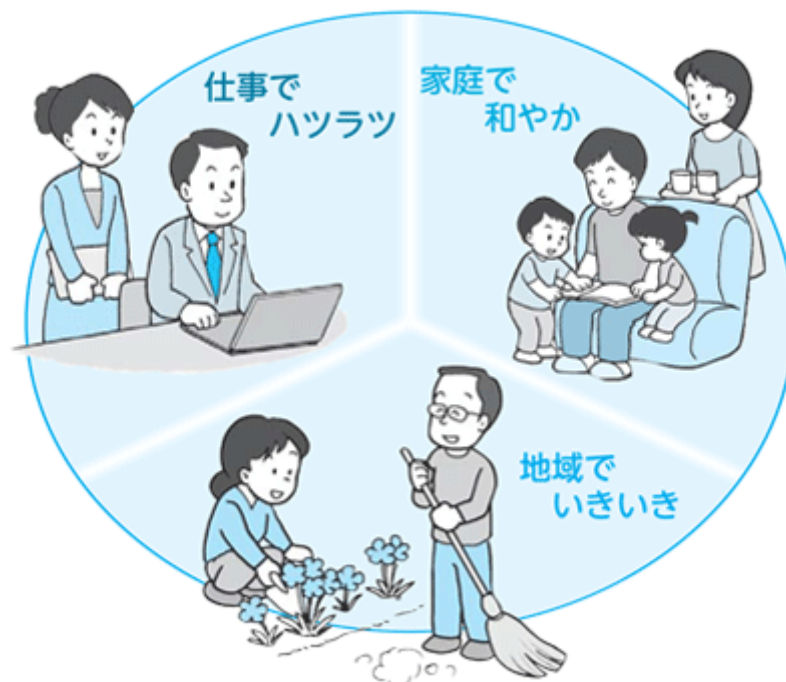
Ⅱ 男女がともに家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

○基本目標

少子高齢社会を迎え、男女が年齢や性別に関らず様々な分野で一層活躍することが望まれますが、家事・育児・介護については、依然として女性がその多くを担っています。

事業所の多くが、育児休業・介護休暇制度を規定しているのに対し、取得者における男女の割合には大きな隔たりがあります。一方で、男性は仕事中心の生活スタイルとなり、家事や育児に参加しづらいことが指摘されています。

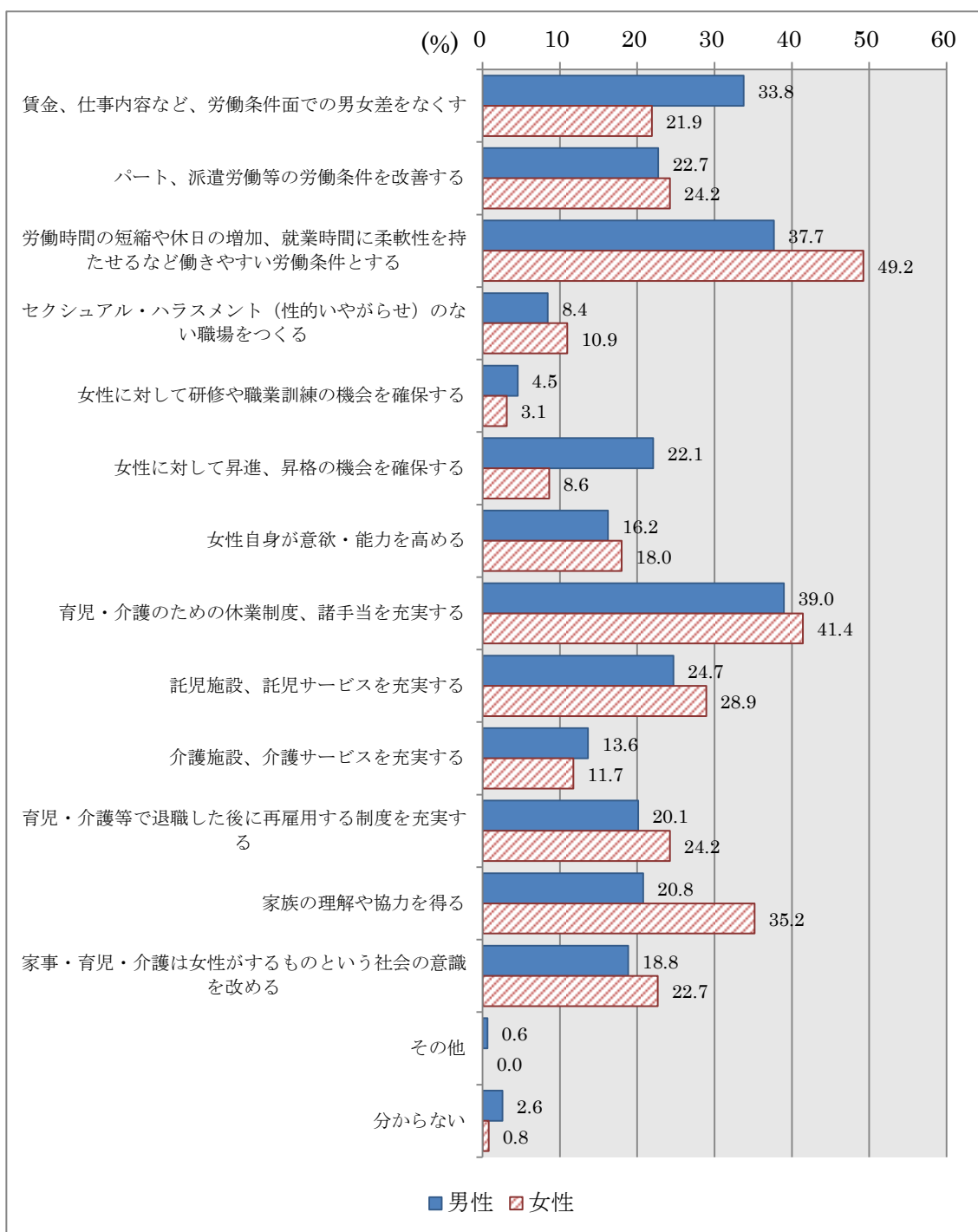
このため、多様なニーズに応じた子育て・介護に関する社会的支援を充実し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※や男性の家庭・地域参画を促進する取り組みを進めるとともに、職場における男女平等を実現させ、男女が様々な活動を自らの選択によるバランスで実現できる社会環境を整備していきます。



※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

◆女性が働き続けるために必要なこと



資料：意識調査（平成 24 年）

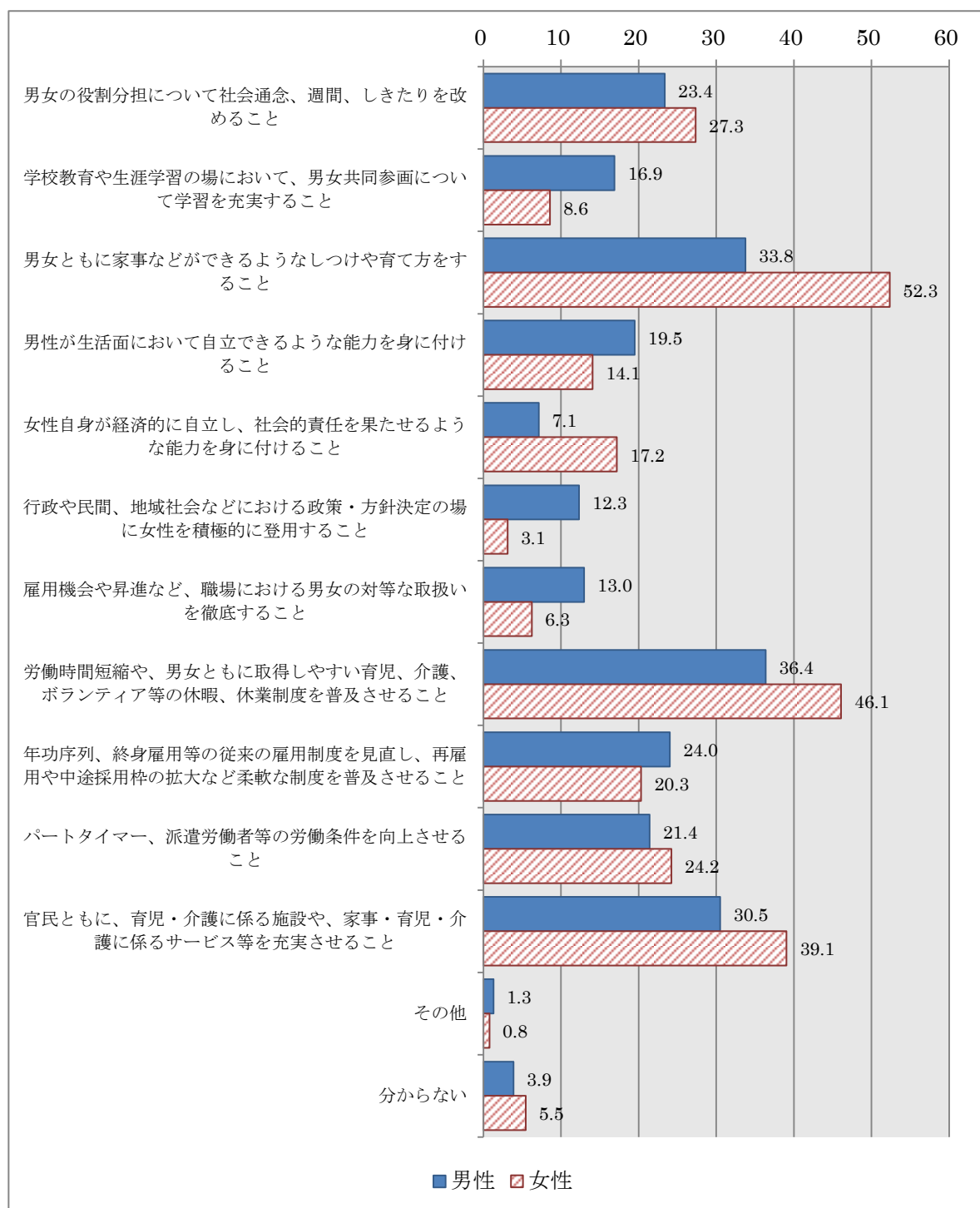
施策の方向性 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに家庭生活と職業生活を両立し、地域に参画していくために、男性の職場中心の意識、ライフスタイルを見直し、女性に依存しがちな育児・介護の改善を図り、心豊かな生活ができるように支援します。

地域の活気と一人ひとりの豊かさが実感できる社会づくりのために、男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などにバランス良く参画できるよう、各分野で仕事と生活の調和を図るための取り組みを行います。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①多様な保育サービスの実施、放課後児童対策の充実、保育関連施設の拡充	○		
・次世代育成支援行動計画（後期計画）の推進 ・保育サービスの充実	子育て支援課		
②介護保険サービスの普及促進・基盤整備とともに、障害者・高齢者福祉施策の充実	○	○	
・介護保険制度・高齢者福祉施策の充実（生きがいの充実・介護予防事業の充実・生活支援サービスの充実） ・障害者保健福祉の充実 ・高齢者に対する学習機会の充実	保健福祉課 保健福祉課 生涯学習課		
③地域全体での子育てや介護に係る支援体制の強化	○	○	
・ひとり親家庭に対する支援の充実 ・子育て支援事業の推進 ・介護関連施設の充実	保健福祉課 子育て支援課・保健福祉課 保健福祉課		
④地域社会への参加を支援する学習機会の提供	○		
・男性ボランティア養成講座の開催	保健福祉課・まちづくり課		
⑤ボランティア活動の活性化を図り、男女の参加の促進		○	
・ボランティア活動、NPO 活動への支援	保健福祉課・生涯学習課		
⑥男性の家事・育児・介護への参画促進を一層推進	○		○
・男性の家庭参画促進のための学習機会の提供	保健福祉課・生涯学習課		
⑦性別役割分担意識の改革	○	○	○
・広報紙等により普及啓発	まちづくり課		

◆今後男女がともに仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に積極的に参加するために必要なこと



資料：意識調査（平成 24 年）

施策の方向性 2 就労の場における男女共同参画の促進

女性が能力を発揮して働き続けるための改正男女雇用機会均等法の法制度など、労働環境整備が進んでいます。

しかし、女性の婚姻・妊娠・出産に対する理解のもとに女性の働く権利を保障し、個人の能力を十分発揮し評価される職場環境の整備が進んでおらず、男女の不平等が生じています。

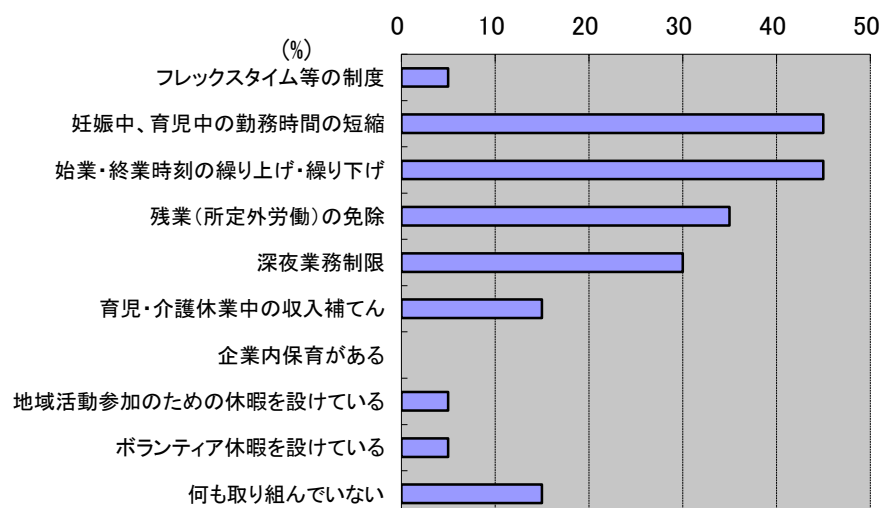
女性が自ら労働意識を高めるとともに、あらゆる就労者の健康管理意識の向上と健康増進を図り、就労の場における男女共同参画を進めます。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①母性保護規定を遵守しつつ、男女雇用機会均等法など関連法令の普及啓発	○	○	
・男女雇用機会均等法等の周知 ・雇用の場における男女平等及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発（講演会等の開催）	産業振興課 まちづくり課		
②育児・介護休業制度の普及	○	○	
・各種地域団体、事業者等への情報提供	まちづくり課		
③出産、育児、介護等による退職者の再就職に向けた施策（情報提供、職業能力講習、就労相談など）の充実	○		
・情報の提供（就職・再就職、職業能力講座、再就職支援講座等）	産業振興課		
④アンペイド・ワーク（家事、育児、介護、ボランティア活動など、家庭や地域での無償労働）に対する正当な評価を行うよう、町民への意識啓発	○		○
・アンペイド・ワークに関する情報提供	まちづくり課		
⑤農業、自営業の家族従事者の就業条件の整備と女性の地位向上	○	○	○
・家族経営協定※の締結促進 ・男女共同参画意識の啓発（セミナー等の開催）	産業振興課 まちづくり課		

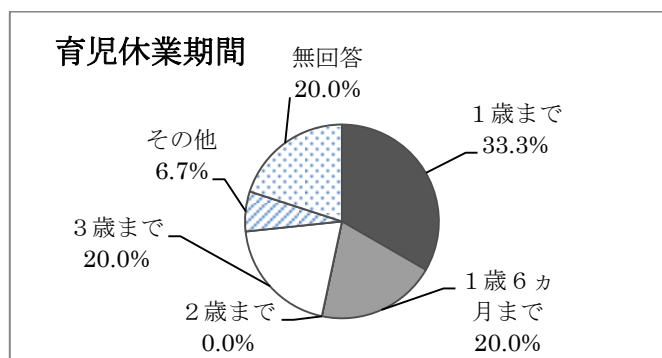
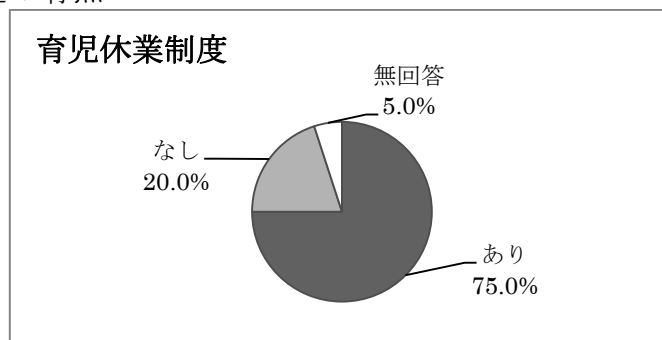
※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

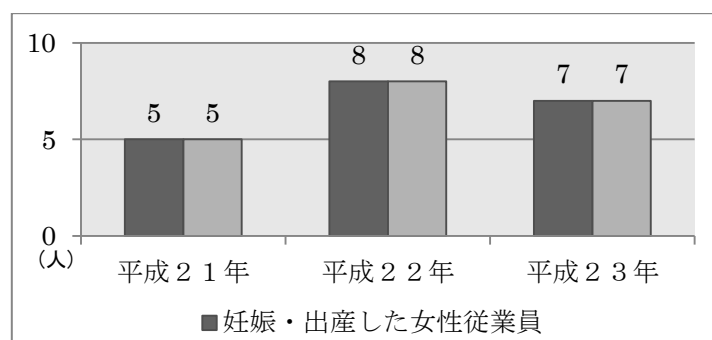
ワーク・ライフ・バランスに配慮した就労環境の整備について、取り組み状況



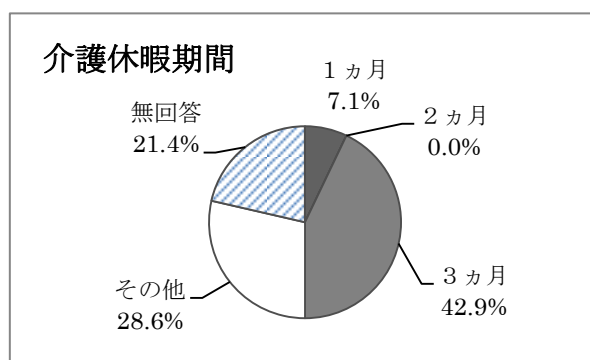
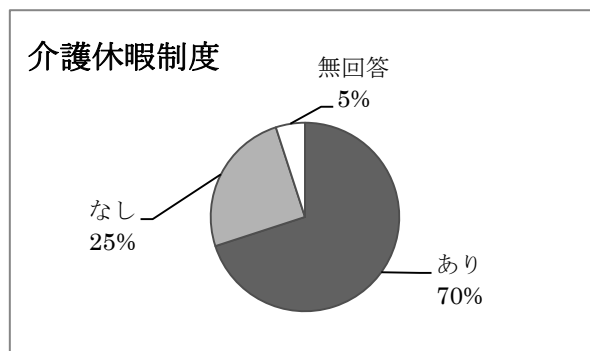
育児休業制度の規定の有無



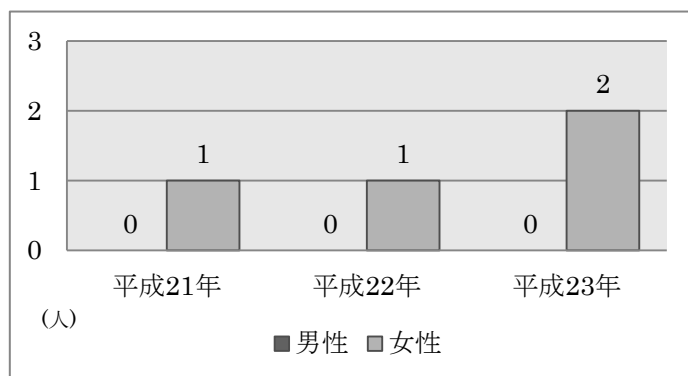
過去3年間に、妊娠・出産した女性従業員数と、そのうち、育児休業を取得した女性従業員数



介護休暇制度



過去 3 年間に、介護休暇を取得した従業員



資料：意識調査（平成 24 年）



施策の方向性 3 防災分野における男女共同参画の推進

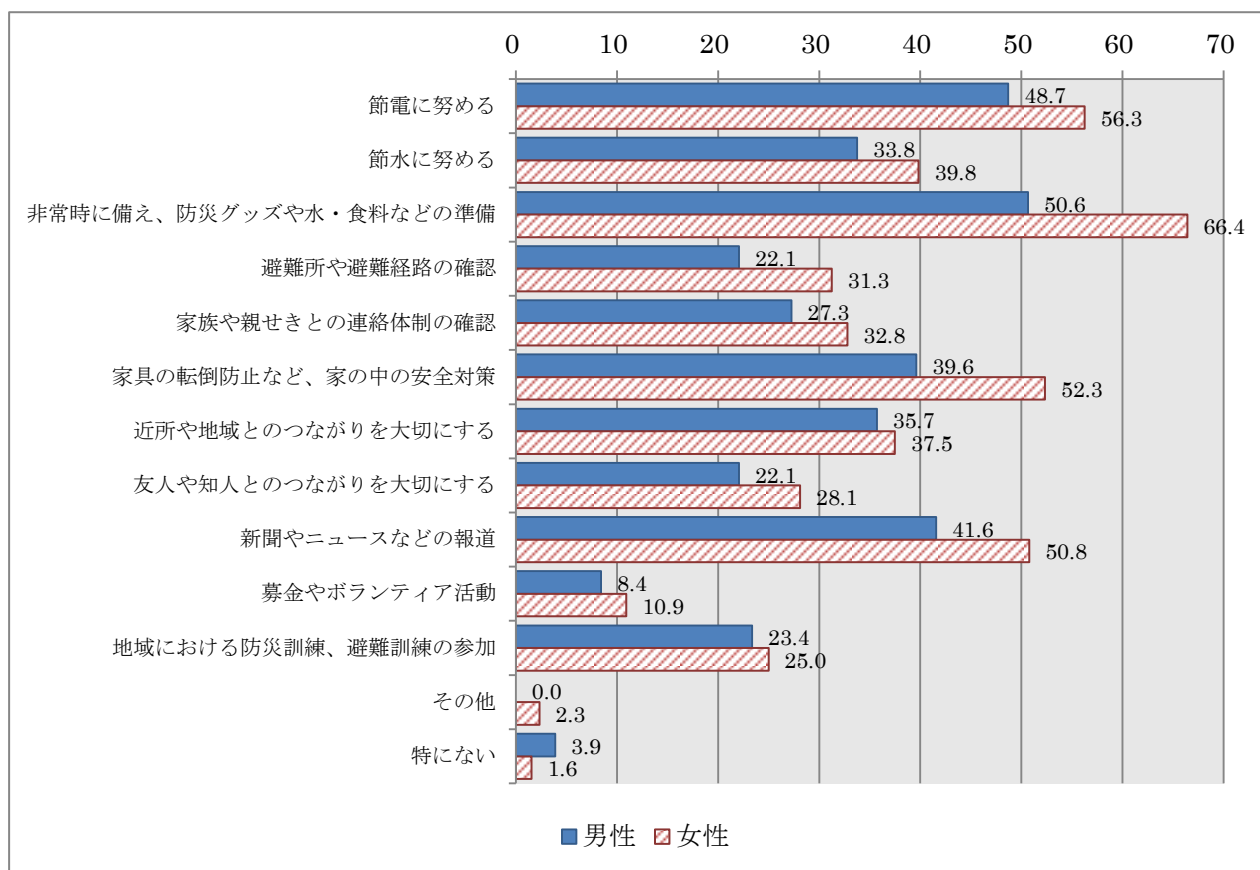
被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災の取り組みを進めるにあたっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要があります。

これら被災時や復興を進めるうえで女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れることにより、地域における男女双方や生活者の多様な意見を反映した現実的かつ継続的な防災体制の確立を目指します。

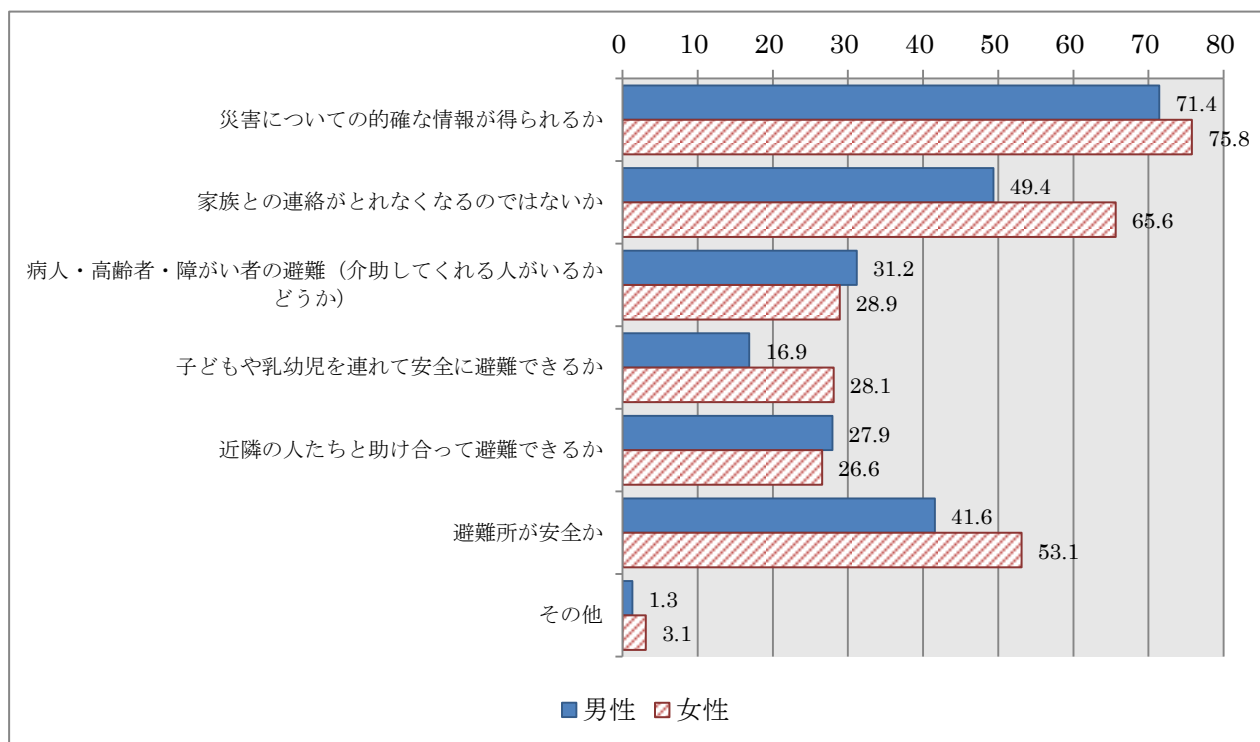
具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①防災分野における女性参画の拡大	○	○	○
・ 地域防災計画等に男女共同参画の視点が反映されるように推進を図る ・ 防災分野での固定的役割分担意識の見直しを図るため、政策・方針決定過程への女性参画の拡大	総務課 総務課		
②防災の現場における男女共同参画	○	○	○
・ 緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの女性・高齢者等に対する知識の普及・学習機会の拡充 ・ 女性消防団員の確保 ・ 女性リーダーの育成 ・ 避難所や災害ボランティア活動の場において、安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう図る	総務課 総務課 生涯学習課・総務課 総務課・保健福祉課		



◆東日本大震災後、生活において強く意識するようになったこと



◆今後、災害が発生して避難が必要になった時の心配なこと



資料：意識調査（平成 24 年）

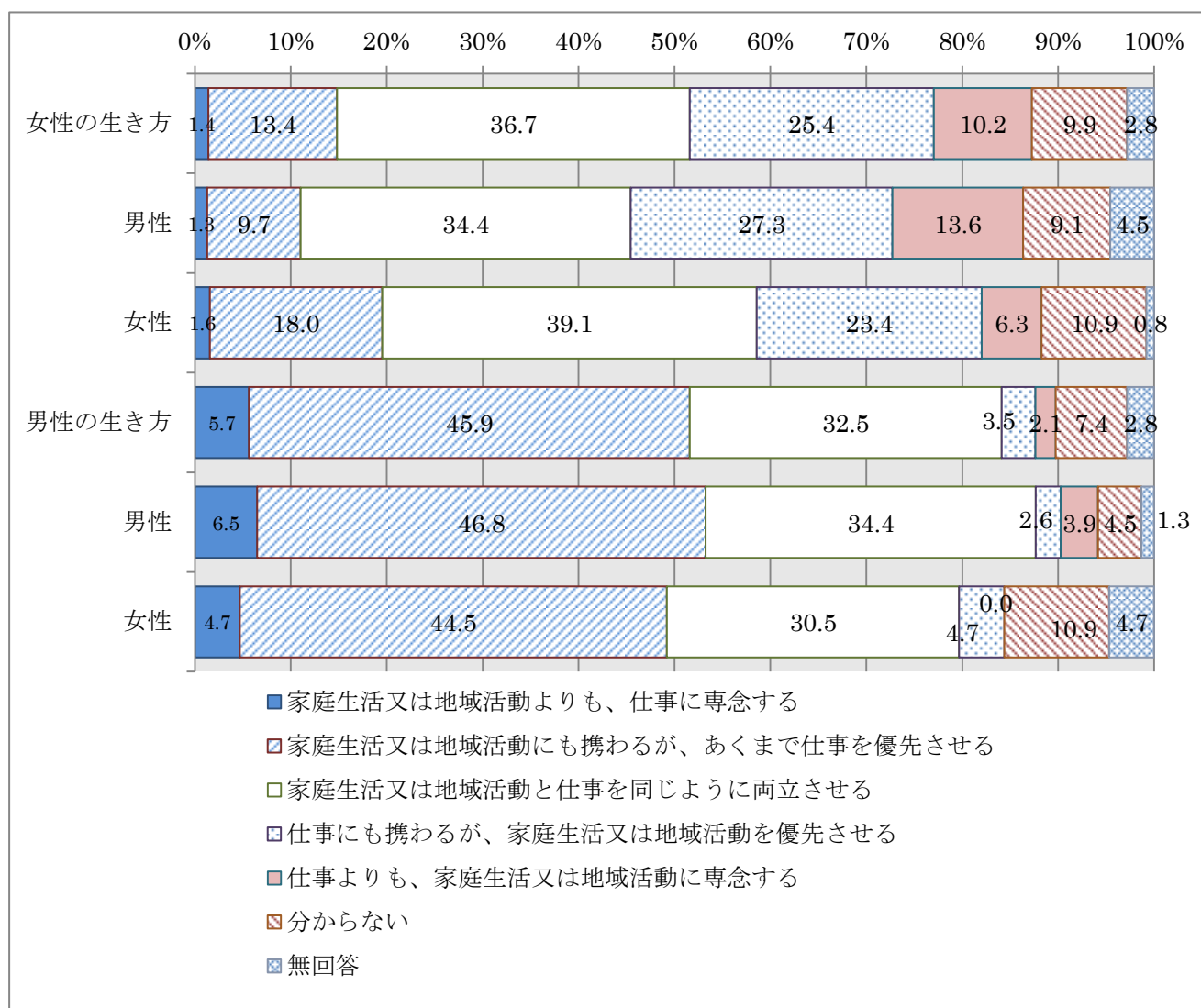
Ⅲ 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

○基本目標

政治や行政の公的分野や企業・団体・地域等について、女性の参画が進まない要因は、男女間の経済的格差に加え、固定的性別役割分担意識や慣行が根強く残っていることなどが考えられます。特に、政治や行政機関などで決定する政策・方針は、そこで生活する男女の双方に影響を及ぼすことから、その意思決定過程には、男女がバランスよく参画することが望まれます。

そのためには、高い意識を持って行動し、責任を担うことができる女性人材の育成が重要であり、固定的な性別役割分担意識や慣行にとらわれない周囲の意識といった環境整備も進めなければなりません。

◆女性及び男性の望ましい生き方



資料：意識調査（平成 24 年）

施策の方向性 1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

女性の参画の少なかった分野や重要事項の決定の場に女性が参画できるよう、女性自身も力をつけ、自主的に社会のあらゆる分野に参画することが必要です。そのため、地域において活躍している女性等によるネットワークの構築を支援し、女性があらゆる分野で活躍できるよう、機会の確保や情報提供等に努め、参画しやすい環境づくりを進めていきます。

また、女性が様々な分野に参画し、能力を発揮していきいきと暮らし、働くことができるよう経済的自立へ向けた啓発に努めます。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①女性団体等と連携して女性リーダーの養成・確保の推進	○	○	○
・女性リーダー養成事業の推進 ・農業、商業に従事する女性グループ等への活動支援	生涯学習課 産業振興課		
②近隣市町村とも連携し、各分野で活躍する女性の交流機会の提供・支援	○		
・女性団体、グループ等との交流会の開催	まちづくり課		
③女性の資産形成を進めるための啓発	○		
・経済的な自立に向けた情報や学習機会の情報提供	まちづくり課		

施策の方向性 2 意思決定過程における女性の参画促進

政治、経済、社会文化などあらゆる分野の意思決定の場に男女が等しく参画することが必要です。特に公的機関においては、そこに暮らす男女の生活に影響を与える政策・方針を決定する場であることから、その決定過程への女性の参画がこれまで以上に求められています。

女性の社会参加は進んでいますが、政策や方針決定過程への女性の参画はいまだに十分とは言えない状況にあります。女性の採用、登用、職域の拡大を図るため、町が率先してポジティブ・アクション※の導入を検討し、各種研修等の機会の充実を図り、能力の開発を進めます。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①公募制の拡大やクォータ制（数値枠の設定）の導入などを行い、各種審議会・委員会等への女性の積極的な登用	○		
・ 審議会・委員会の女性委員の参画目標値設定・状況の公表 ・ 審議会等への町民公募制の拡大	まちづくり課 各課		
②行政内の女性職員の能力発揮に向けて、職域の拡大及び幅広い職務経験や研修機会の充実	○		
・ 職域の拡大及び幅広い職務経験や研修機会の充実	総務課		
③保育士や幼稚園教諭の男性職員の確保	○		
・ 男女の区別のない職員の採用	総務課・子育て支援課		
④行政職員全体に男女共同参画意識の醸成を図る研修機会の拡充	○		
・ 全職員への男女共同参画研修会の実施	総務課・まちづくり課		
⑤あらゆる分野での管理職への女性登用の促進	○		
・ 役場女性職員の管理職への登用促進	総務課		
⑥各種地域団体・事業者などと男女共同参画に関する意見交換の場を設け、男女共同参画への取り組みの促進	○	○	
・ 各種地域団体・事業者・商工会・行政などの意見交換の場の設定	まちづくり課・産業振興課		
⑦事業者、農業関係団体、商工会、学校PTA等、あらゆる機会を利用し、事業者や各種団体等における女性の積極的登用の働きかけ	○	○	
・ 女性の登用について各種機関・団体・地域等への協力要請	産業振興課・学校教育課 子育て支援課		

※ポジティブ・アクション

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

施策の方向性 3 女性のエンパワーメントの育成

女性の参画が進まない理由として、男性優位の組織運営や固定的性別役割分担の意識、家族の協力不足などのほか、女性の積極性が十分でないことや能力開発（エンパワーメント）※の機会が不十分であること等が考えられます。女性が多様な能力を身に付け、積極的に社会に参画できる条件整備が必要です。

女性人材の積極的な育成を図り、女性グループ等の活動を支援していくため、啓発、各種研修等の機会の充実を図り、能力の開発を進めます。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①固定的性別役割分担の解消に向けた情報・学習機会の提供	○	○	
・ 広報紙等に男女共同参画に関する情報の掲載（再掲載） ・ 男女共同参画学習のための講座等の開催（再掲載）	まちづくり課		
②女性の人材を育成するための教育機会や自己啓発機会の充実	○	○	
・ 就職・再就職・職業訓練等の情報提供 ・ 介護ホームヘルパー等の養成支援 ・ 女性学習講座等の充実 ・ 福島県男女共生センター・大学等で実施する公開講座等の情報提供（リカレント教育の推進）	産業振興課 保健福祉課 生涯学習課 まちづくり課・生涯学習課		

※エンパワーメント

力をつけること。この女性が自ら意識と能力を高め、政治的経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

IV 人権が侵害されることのない社会の実現

○基本目標

男女共同参画社会の形成のためには、人権の尊重は極めて重要です。

また、真の男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが固定的性別役割分担意識に気づき、これを是正し、人権尊重を基盤とした男女平等感の形成を促進することが不可欠です。

すべての人々の人権が尊重される社会づくりのためには、性別役割にとらわれた生き方が、男女の可能性を狭め、自由で主体的な選択を阻んでいることを認識することが必要です。

人格形成過程において男女平等を身に着け性別にとらわれずに、その個性と能力を十分発揮することができるよう、人権尊重の視点に立った男女平等教育を推進するとともに、あらゆる年齢層の人々に対する意識の改革を進めます。



施策の方向性 1 男女間のあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス 以下「DV」と略）※、職場などで見られるセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者です。

暴力に対する厳正な対応を強化するとともに、相談窓口などの充実を図り、性差別や暴力を許さない社会の形成のための取り組みを一層進める必要があります。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の趣旨の周知	○		
・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の趣旨の周知	まちづくり課		
②職場、学校、各種団体などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発	○		
・セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発	まちづくり課・学校教育課・総務課		
③性犯罪や夫からの暴力等の被害者及び加害者である男性に対する相談体制の充実	○		
・女性担当窓口、女性相談の強化	保健福祉課・まちづくり課		
④DVは犯罪であるとの意識啓発、加害者に対する厳正な対処等による女性の人権を守る環境づくりの推進	○		
・DV防止法の普及・啓発	保健福祉課・まちづくり課		
⑤関係機関と連携し、DV、性犯罪、売買春、ストーカー行為等への取締りの強化	○		
・関係機関へのDV、性犯罪、売買春、ストーカー行為等への取締りの強化の要請	保健福祉課・まちづくり課		

※ドメスティック・バイオレンス（DV：domestic violence）

配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。

身体的暴力や性暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

施策の方向性 2 生涯を通じた男女の健康支援

望まない妊娠や中絶、性感染症への感染などが依然として深刻な状況であることから、女性の重要な人権である「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」※についての情報提供や支援が求められています。

男女がともにパートナーを尊重する意識を醸成できるよう、家庭、地域、学校及び行政が一体となって人間教育としての性に関する教育を推進する必要があります。

また、男女がその健康状態及び思春期、青年期、成人期、更年期、高齢期などの人生の各ステージに応じた課題に対し、的確に自己管理を行うことができるよう健康教育や相談体制の確立が必要です。

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の浸透を図る	○		
・男女共同参画学習のための講座等の開催（再掲載）	まちづくり課・保健福祉課		
②母性機能が持つ社会的重要性と健康への認識を高めるための啓発	○		
・啓発・普及の推進	保健福祉課		
③正しい性と健康に関する情報提供の充実	○		
・医師、保健師・学校を通じた講座の開催や情報の提供	保健福祉課・学校教育課		
④学校教育において、人権教育としての性教育の推進	○		
・性教育の推進	学校教育課		
⑤就労の場での母性保護も含めた、母子保健の充実	○		
・母子保健事業の充実	保健福祉課		
⑥女性の健康上の問題や性に関する相談に対応できる相談窓口の充実	○	○	
・相談体制の充実	保健福祉課		
⑦思春期、妊娠・出産期、更年期等における女性の適切な健康管理の支援	○	○	
・保健事業の充実	保健福祉課		

※性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを生む、うまない、いつ何人生むかなどを選ぶ自由、安全で満足の育成生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

第5章 プランの着実な推進に向けて

1 プランの推進

本計画の内容を実現するためには、男女共同参画社会形成に向けて全庁的に取り組むことはもちろん、事業者、関係団体等との連携を図りながら、町民の理解と協力を得ることが重要です。

このため、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とした「男女共同参画推進条例」の制定に向けて、行政が率先してリーダーシップをとりながら、男女共同参画社会形成に向けた施策を推進します。

2 推進体制

男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制をさらに充実させ、他機関等との連携強化を図り、積極的な事業展開を目指します。

(1) 庁内の推進体制強化

副町長を委員長とする桑折町男女共同参画プラン推進委員会が男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るとともに、本計画推進及び進行管理を行います。

(2) 福島県男女共生センターとの連携

家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野において男女共同参画を進めるためには、男女共同参画社会の理念を理解し、それぞれの分野で具体的に実践活動をしていくことが求められています。このため、地域等の指導者の養成や関係団体との連携強化が一層必要になってきています。

より多くの町民が男女共同参画社会の理念を理解し実践していくため、福島県男女共生センターとの連携を強化していきます。

(3) 事業者、各種団体等との連携

社会の構成員それぞれが、相互に連携しながら男女共同参画に主体的に取り組み、実践の拡大を促進するため、各界各層との連携・協力体制をより一層充実します。

3 進行管理

本計画の進行管理は、桑折町男女共同参画プラン推進委員会において行います。

(1) 民官一体型の推進体制の整備

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①町民代表、事業者、各種団体、行政などから成る「男女共同参画推進懇談会」を設置し、男女共同参画社会の形成に向けた研究及び推進施策の評価・提言を行うこと。	○	○	○
・町民代表、事業者、各種団体、行政などから成る「男女共同参画推進懇談会」を設置し、男女共同参画社会の形成に向けた研究及び推進施策の評価・提言	まちづくり課		
②地域団体等が実施する男女共同参画推進に資する研究活動の一層の支援	○	○	
・男女共同参画施策推進状況の情報提供	まちづくり課		
③男女共同参画を推進するための専門部署を行政に設置	○		
・男女共同参画を推進するための窓口の設置	まちづくり課		

(2) 行政の推進体制の整備

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①行政施策の推進にあたっては、男女共同参画の視点に立ち全庁的に取り組む	○		
・男女共同参画プランの普及 ・庁内推進会議の運営	まちづくり課		
②男女共同参画条例の制定に向けた取り組み	○		
・男女共同参画条例の制定に向けた調査・研究	まちづくり課		
③男女共同参画に関する相談窓口や男女共同参画を推進する活動拠点の整備	○		
・庁内推進会議の運営（再掲載）	まちづくり課		
④男女共同参画社会推進に向けて、国・県・近隣市町村・関係機関等との連携と相互協力体制の強化	○		
・国・県・近隣市町村・関係機関等との連携と相互協力体制の強化	まちづくり課		
⑤家庭・学校・地域での男女共同参画推進の具体例を示したパンフレットの作成	○		
・男女共同参画推進に向けたパンフレットの作成	まちづくり課		
⑥事業の進捗状況を担当部署で毎年度調査し、各団体・行政・家庭・学校等に広報やホームページで公表	○		
・町広報、ホームページ等による広報事業の充実	まちづくり課		

(3) 男女共同参画施策の計画的な推進

具体的な施策	取り組み主体		
	担当課	地域等	町民
①意識調査等を必要に応じて実施するなど、施策の着実な推進	○		
・男女共同参画意識調査・施策推進状況調査の実施	まちづくり課		
②男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす事項についての定期的な調査・研究	○		
・各種審議会・委員会等の参画率の調査	まちづくり課		

用語集

※ジェンダー（gender）

社会的、文化的に作られた性差のこと。生物学的な性差（SEX：セックス）に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。

「ジェンダー」という用語には、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

※ポジティブ・アクション（positive action）（積極的改善措置）

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

※エンパワーメント（empowerment）

力をつけること。ここの女性が自ら意識と能力を高め、政治的経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

※ドメスティック・バイオレンス（DV：domestic violence）

配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。

身体的暴力や性暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

※性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ） （reproductive health/rights）

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを生む、うまない、いつ何人生むかなどを選ぶ自由、安全で満足の育成生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

参考資料

桑折町男女共同参画と防災に関する意識調査について

○調査対象

- ・町内に居住する２０歳以上の町民５００名
- ・町内事業所 従業員２０人以上の規模３０社

○調査期間

- ・平成２４年３月２３日～４月１０日

○回答数

- ・町 民 ２８３名（回答率５６．６０％）
- ・事業所 ２０社（回答率６６．６６％）

桑折町男女共同参画プラン推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 桑折町男女共同参画プランの推進にあたり、広く意見を求めるため、桑折町男女共同参画プラン推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 懇談会の委員は15人以内とする。

- 2 委員は、町内に住所を有する者、または勤務する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 懇談会には、専門知識を有する者（アドバイザー）を置くことができる。

(会長及び副会長)

第3条 懇談会に、会長及び副会長各1名をおき、委員の互選により定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて関係機関の職員の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(協議事項)

第5条 懇談会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) こおり男女共同参画プランの推進に関すること
- (2) 男女共同参画条例の制定に関すること
- (3) その他男女共同参画社会の形成のための施策に関すること
- (4) こおり男女共同参画プランに関すること

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、まちづくり課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第9号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

桑折町男女共同参画プラン推進懇談会委員名簿

委 員

氏 名	団体・役職名等	備 考
佐 藤 秀 雄	桑折町行政連絡員連合会会長	
菅 野 英 輝	桑折町商工会青年部長	会 長
半 澤 利律子	桑折町民生委員協議会	
畠 腹 桂 子	元桑折町女性団体連絡協議会会長	副会長
川 名 静 子	桑折町女性団体連絡協議会代表幹事	
横 山 充	桑折町PTA連絡協議会会長	
角 田 由美子	桑折町ボランティアセンター コーディネーター	
羽根田 忠 一	伊達みらい農業協同組合理事	
室 井 弥 生	NPO法人ささえ愛ふらっと理事長	
石 田 文 子	勤労者代表（曙ブレーキ福島製造株）	
半 澤 修	一般公募	
田 中 育 子	一般公募	

アドバイザー

氏 名	役 職
千 葉 悦 子	福島大学 行政政策学類教授 福島県男女共生センター館長

事務局

職 名
ま ち づ く り 課 長
住 民 自 治 係 長
住 民 自 治 係 主 任 主 査

桑折町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 桑折町における男女共同参画社会の形成を目指した基本計画の推進を図るため、桑折男女共同参画プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進委員会の委員は、副町長、教育長、会計管理者、各所属長をもって構成する。

2 委員長は、副町長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 推進委員会の議長は、委員長の職にある者とする。

3 推進委員会において委員長は、必要に応じ関係機関の職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(推進事項)

第5条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行なう。

- (1) こおり男女共同参画プランの推進に関する事
- (2) 男女共同参画条例の制定に関する事
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関する事
- (4) こおり男女共同参画プランに関する事

(事務局)

第6条 推進委員会の事務局は、まちづくり課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（19 年訓令第 8 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

桑折町男女共同参画プラン推進委員会名簿

職 名	役 割
副 町 長	委 員 長
教 育 長	副 委 員 長
総 務 課 長	委 員
税 務 住 民 課 長	委 員
保 健 福 祉 課 長	委 員
産 業 振 興 課 長	委 員
地 域 整 備 課 長	委 員
上 下 水 道 課 長	委 員
会 計 管 理 者	委 員
学 校 教 育 課 長	委 員
子 育 て 支 援 課 長	委 員
生 涯 学 習 課 長	委 員
原 発 事 故 対 策 室 長	委 員
議 会 事 務 局 長	委 員

事務局

職 名
ま ち づ く り 課 長
住 民 自 治 係 長
住 民 自 治 係 主 任 主 査

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構

成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応

じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求

めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調

査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

発行：福島県桑折町

〒969-1692 福島県伊達郡桑折町字東大隅 1 8 番地

T E L 024-582-2111(代) F A X 024-582-2479

U R L <http://www.town.koori.fukushima.jp>

E-メール machizukuri@town.koori.fukushima.jp

編集：桑折町まちづくり課